

議案第37号

工事請負契約の締結についての議決の一部変更について

次のとおり林道小鹿線（東小鹿工区）開設工事に係る工事請負契約の締結についての議決（平成8年8月12日議決。平成9年1月14日一部変更議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成9年3月13日

三朝町長 安田真一郎

平成9年3月21日原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

- 4 契約金額中「58,195,000円」を「58,207,000円」に改める。
- 5 工事完成期限中「平成9年3月28日」を「平成9年6月26日」に改める。